

三和区町内会別請求相談日

請求相談窓口の混雑を避けるため、お住まいの町内会ごとに請求相談日を設けます。
(割り振りの日に都合がつかない方は、別の相談日にお越しいただいても構いません。)

1件あたり1時間程度の相談時間を見込んでいますが、対応状況によっては待ち時間が長くなることも予想されますので、あらかじめご了承ください。

なお、町内会別請求相談期間の終了後(8月26日以降)も、三和区総合事務所市民生活・福祉グループで相談は受け付けます。

○ 請求相談窓口

三和区総合事務所 市民生活・福祉グループ 福祉班
(上越市三和区井ノ口444番地 電話025(532)2323)

○ 町内会別請求相談期間

令和7年7月24日(木)から8月25日(月)までの17日間

《 受付時間 午前9時から午後4時 》

(戸籍関連の窓口が午後5時15分で終了するため、必要な相談時間を考慮して、受付の終了は午後4時とさせていただきます。)

○ 町内会別請求相談日

請求相談日	対 象 町 内 会
7月24日(木)	川浦
7月25日(金)	番町・神明町・中野・窪・法花寺
7月28日(月)	水科・水吉
7月29日(火)	鴨井・上田・下田・下中
7月30日(水)	稲原・野・日和町
7月31日(木)	今保
8月1日(金)	大東・大西・三村新田
8月4日(月)	井ノ口・浮島
8月5日(火)	島倉
8月7日(木)	下田島・所山田・岡田
8月8日(金)	山高津・払沢・桑曽根
8月18日(月)	北代・下新保
8月19日(火)	錦・柳林・岡木・米子・広井・下広田・上広田
8月20日(水)	本郷・沖柳
8月21日(木)	越柳
8月22日(金)	神田・塔ノ輪・山腰新田・末野
8月25日(月)	末野新田

※ これまでの特別弔慰金の請求実績をもとに、相談日を設定しました。

※ 上記の割り振りの日に都合がつかない方は、別の日にお越しいただいても構いません。